

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人 権 課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1

告 示

高知県告示第254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

高知県告示第255号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

土佐清水市	谷 口 正 年
〃	谷 脇 智
〃	山 田 開

(2) 加入区の名称

下川口加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 高知県漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成31年4月12日から同月26日まで
 (2) 縦覧場所
 高知県漁業協同組合下川口支所

高知県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市板ノ川字沖ノ坪919番1から 四万十市板ノ川字コウノ畑637番2まで	前	6.5 }	82
	後	10.0 }	82
		26.0	

高知県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐清水市貝ノ川字古川228番から 土佐清水市貝ノ川字馬場ノウ字1910番1まで	前	3.5 }	78
	後	6.2 }	78
		12.4	